

『確認書の記入について』

口座情報の登録がある方

口座情報（公金受取口座もしくは大台町が過去に実施した給付金で登録のあった口座）を表記しています。

定額減税補足給付金(調整給付金)のお知らせ

お問い合わせは、この番号で

本人の控え欄となるため、
記入する箇所はありません。
切り離して保管してください。

回答期限は、
確認書は回答期限までに提出してください。(当日消印有効)

現住所

氏名

調整給付金(※)支給確認書 (本人控)

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円	円	円(<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円	円	円(<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切り上げ)
			万円

注「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※ 令和6年中に転出される方又は転出された方は、本確認書(本人控)が、追加給付に際して必要となることがあるため、本確認書(本人控)を大切に保管してください。

本人控

現住所

氏名

調整給付金(※)支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、____までに、別添の「確認書の記入について」を確認のうえ、この確認書と本人確認書類等を返送してください。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給額	万円

※ 空欄の場合は、下部で公金受取口座を選択するか裏面で振込口座を記入してください。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円	円	円(<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円	円	円(<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切り上げ)
			万円

注「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※ 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※ 上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

【私は給付金を受給しません □】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合には返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

(2) 給付金の振込先口座の変更等

上部の口座欄が空欄の場合に、マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望する場合には、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。



①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
通帳等の写しは不要

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

上部に印字した口座または公金受取口座以外の口座へ振り込む場合は裏面に記入してください。
金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせください。

給付予定額を表記しています。

対象者ご本人の
●氏名
●内容を確認した日
●連絡先電話番号
を記入してください。

希望する振込先が異なる場合のみ、裏面も記入してください。

提出用

振込先に変更がない場合、記入する箇所はありません。

説明欄のため、記入する箇所はありません。

(確認書裏面)

表面上部の支給口座欄が空欄の場合や、マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座以外の口座への振込を希望する場合には、下記のチェック欄(□)に✓を入れ、必要事項を記入してください。

☐ ② 下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に貼付する必要があります。長期間入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 5. 農協	本・支店	1 普通		
2. 金庫 6. 協同	本・支店	2 当座		
3. 信組 7. 信用連	店番号			
4. 信託				

ゆうちょ銀行

通帳記号
6桁目がある場合は
※欄にご記入ください

通帳番号
※右詰めでご記入ください

口座名義(カナ)
※通帳の表記に合わせてください

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の
見出し左上またはキャッシュカードに記載され
た記号・番号をご記入ください。

1 0

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
理					

振込先が異なる場合は、振込先を記載し、口座番号がわかる書類を貼付けてください。

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人) 確認書類

※マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し)

「(2) 給付金の振込先口座の変更等」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を貼付してください。

※表面上部に記載の支給口座または①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

【代理確認・受給を行う場合】の注意事項

- 本人(支給対象者)に代わって代理確認・受給をすることができるのは、次のいずれかの者となります。
- (1) 基準日時点における支給対象者の属する世帯の世帯構成員
 - (2) 法定代理人
(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3) 親類その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

【貼付書類】について

◆確認者と振込口座によって貼付書類が異なります。

確認者	振込口座	貼付書類
本人 (支給対象者)	確認書表面に印字された支給口座 本人(支給対象者)の公金受取口座	不要
	本人(支給対象者)の口座 (確認書裏面に記載)	本人(支給対象者)の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し
代理人	本人(支給対象者)の口座 (確認書裏面に記載)	本人(支給対象者)及び代理人の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し
	確認書表面に印字された口座 本人(支給対象者)の公金受取口座	本人(支給対象者)及び代理人の本人確認書類 通帳またはキャッシュカードの写し

本人確認書類 (例)

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、
猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電
気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証
明書、住民基本台帳カード、被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療制度、介護保
険)、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金若しくは恩給
の証書、精神障害者保健福祉手帳、生活保護受給者証 など

提出書類

- ☐ 「調整給付金 支給確認書」
- ☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)など必要事項をご記入ください。
- ☐ 表面の口座欄が空欄の場合などに記入した確認書裏面の振込口座の確認書類
- ☐ 「本人(代理人)の本人確認書類の写し(コピー)」(表面に記載がない場合のみ不要)
- ※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を確認書裏面の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
- ※ 「(2) 給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ貼付してください。
- ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)
を確認できる部分の写し(コピー)を確認書裏面の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☐ 「源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)」
- ※ 確認書表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や
扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付は受けられません。)

口座情報の登録がある場合、添付書類は不要です。